

中国・四国地方の災害等発生時の
広域支援に関する協定に基づく
支援・受援マニュアル

令和3年1月

目 次

第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	4

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	13
第2章 物的支援	16
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	19
第4章 人的支援	21
第5章 広域避難（避難施設の提供）	26

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	28
第2章 物的支援の受入れ	30
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	32
第4章 人的支援の受入れ	33
第5章 広域避難	35

【様式】

(別記様式1号) 被害状況等報告書	37
(別記様式2号) 応援要請（計画）内訳書	39
(別記様式3号) 報道発表資料	42
(別記様式4号) 支援状況等報告書	47

【別表】

(別表1) 応援要請時連絡先一覧表	48
(別表2) 参集場所一覧表	50
(別表3) 支援物資の要請品目・単位	57

【資料】

○各県連絡担当部局	1
○支援要請書様式	2
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	3
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領	5
○中国・四国9県カウンターパート制運用規程	9

【本マニュアルにおける用語の定義】

用語	定義
災害等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される災害
中国協定	中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（H23.1.11）
四国協定	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（H19.2.5）
協定	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（H24.3.1）
要領	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（H24.3.1）
規程	中国・四国9県カウンターパート制運用規程（H30.3.1）
全国知事会協定	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
確保システム	「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市区町村に対する応援職員の派遣システム
カウンターパート制	協定第1条に基づき、要領第2条別表1に定めた中国・四国9県での支援対象県に対する支援を行う支援担当県を予め定めたもの
会長県	中国地方知事会会長県
常任世話人県	四国知事会常任世話人県
広域支援本部	支援ブロックの会長県又は常任世話人県に設置する広域支援本部 （注）支援ブロック以外の広域支援本部については、その旨表記する。
支援担当県	カウンターパート制により被災県に対する支援を行う、支援ブロックの県（規程第2条） （注）被災ブロックの支援担当県については、その旨表記する。
被災県	支援担当県の支援の相手方となる県（規程第3条）
連絡員	支援ブロックの支援担当県等から支援対象県へ連絡要員として派遣する職員 （注）被災ブロックの連絡員については、その旨表記する。
連絡調整員	支援ブロック内各県から広域支援本部の事務局員として派遣する職員 （注）被災ブロックの広域支援本部の連絡調整員については、その旨表記する。
応援要員	支援担当県及び支援ブロックから派遣される事務職員、保健師及び土木職員などの派遣職員（要領第4条）
現地連絡室	支援対象県内に設置する広域支援本部現地連絡室 ※原則、被災ブロックの広域支援本部が設置するが、被災ブロックに広域支援本部が設置できない場合は、支援担当県が設置する。

第1編 総則

第1章 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生した中国・四国各ブロックの被災県が、単独では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を踏まえて締結した協定や要領、規程に基づく支援・受援マニュアルを定める。
- (2) 中国・四国9県は、被災県に対して支援を行う県を予め定めたカウンターパート制に基づき、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- (3) 広域支援本部と被災ブロックの広域支援本部は相互に連携し、被災の状況等に応じて、中国・四国9県の被災県以外の県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てることができるものとする。
- (4) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 全国で複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、全国知事会協定や確保システムに基づき広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (6) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、確保システムによる支援を要請することを基本とする。
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。

2 本マニュアルの前提条件

- (1) 中国ブロックカウンターパート制及び四国ブロックカウンターパート制
ア 中国ブロックカウンターパート制（中国協定）

- 隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までをあらかじめ定める。
- 第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施する。
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

※支援担当県が被災している場合は、次の順位の支援担当県に被災県の支援を要請

イ 四国ブロックカウンターパート制（四国協定）

- 四国4県のカウンターパートは下表のとおりとし、第1順位から第3順位までの支援担当県をあらかじめ定める。
- あらかじめ定めた第1順位の支援担当県が、被災等により支援が困難な場合は、順次第2順位以降の県が支援担当県となる。
- ただし、局所的・局地的な被災の場合等において、被災地域（市町村）に近い県による支援が合理的、効率的であることが見込まれるときは、第2順位又は第3順位の県を支援担当県にすることができるものとする。
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	高知県	愛媛県
香川県	徳島県	愛媛県	高知県
愛媛県	高知県	香川県	徳島県
高知県	愛媛県	徳島県	香川県

※支援担当県が被災している場合は、次の順位の支援担当県に被災県の支援を要請

- (2) 本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ対応可能な経路等に変更する。

(3) 本マニュアルは、各県が別に策定している災害時における相互応援に関する要領、規程、マニュアル等を妨げるものではない。

(4) 国の確保システムでは、中国ブロックと四国ブロックを併せて一つのブロックとされていることから、被災地域ブロック幹事県は、運用上、偶数年は中国ブロックの会長県が、奇数年は四国ブロックの常任世話人県が担うこととしている。

しかしながら、確保システムと本マニュアルに基づく支援が並行して実施される場合は、原則、被災ブロックの広域支援本部が、確保システムによる支援状況も含め全体を把握することが求められる。

したがって、被災の状況に応じて、中国ブロックの会長県と四国ブロックの常任世話人県が調整し、確保システム上の被災地域ブロック幹事県を変更するなど、柔軟に運用する必要がある。

第2章 広域支援体制

1 カウンターパート制と広域支援本部

被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制に加え、被災ブロックの被災状況に応じて、よりの確な支援を実施するため、支援ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う広域支援本部を設置する。広域支援本部での調整は、被災ブロックの広域支援本部と連携して行う。

(1) カウンターパート制（協定第1条並びに要領第2条及び別表1）

ア カウンターパート制による支援担当県の構成

グルーピング	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

イ 支援担当県の役割（規程第3条）

- ① 連絡員を被災県に派遣し、中国協定又は四国協定に基づき被災ブロックの支援担当県から派遣された連絡員とともに、情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

また、中国協定又は四国協定に基づく現地連絡室が設置された場合は、引き続き、現地連絡室に連絡員を派遣する。

- ② 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ③ 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属する会長県（広域支援本部）又は常任世話人県（広域支援本部）に報告する。

ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期（規程第4条第2項）

- ① 被災県に災害対策本部が設置されたとき
※被災県は、災害対策本部を設置したときは、支援担当県にFAX等により連絡する。
- ② 被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき。
- ③ 被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき。

エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期等（規程第5条）

- ① 被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき
- ② 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、被災県がその受け入れを了承したとき
- ③ 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき

※連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、四国ブロックに所属する場合にあっては、常任世話人県に対し、その旨を連絡する。

2 広域支援本部の設置・運営

（1）広域支援本部の設置（協定第2条及び要領第3条）

設置の時期、設置場所等は以下のとおりであるが、被災ブロック内の全県が被災し、被災ブロック側で広域支援本部が設置できない場合は、被災ブロックの会長県又は常任世話人県の知事は、相手方ブロックの会長県又は常任世話人県の知事にその旨を連絡し、被災ブロックの広域支援本部の業務も含めて、中国・四国ブロック全体の総合調整、後方支援を行う広域支援本部の設置を要請する。

ア 設置の時期等

- ① 中国5県の広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき。
- ② 四国4県の広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき。
- ③ 現地連絡室又は支援担当県からの情報・要請により、会長県又は常任世話人県の知事が広域支援本部の設置が必要と判断したとき。

※被災ブロックの広域支援本部の設置県からの支援の要請は、要領に定める別記様式（支援要請書）により行うものとする。

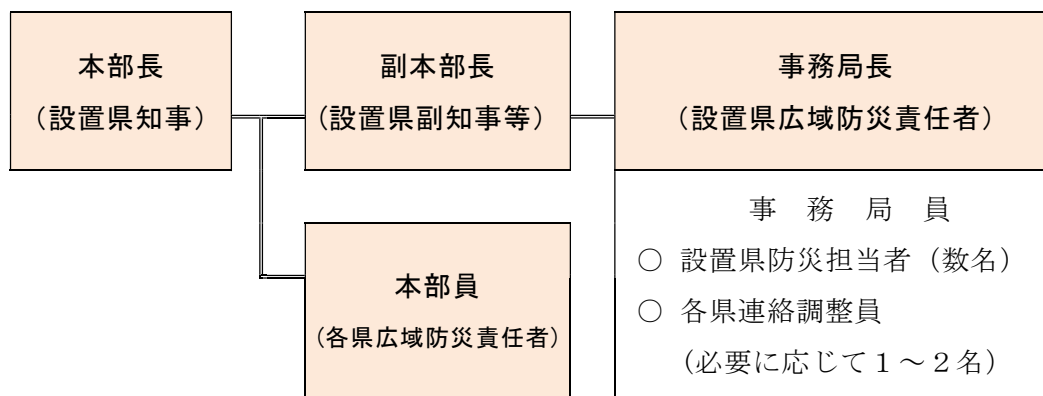
イ 設置場所

- ① 中国ブロックにおいては会長県に、四国ブロックにおいては常任世話人県に広域支援本部を設置する。
- ② 会長県又は常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、あらかじめ定めた順位に従い広域支援本部を設置し、相手方ブロックの広域支援本部に速やかに連絡する。

本部設置県	会長県又は常任世話人県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
山口県	島根県	鳥取県	広島県	岡山県
愛媛県	徳島県	高知県	香川県	

※ 順位は、知事在任期間の長い順、会長及び常任世話人互選の例に準拠。

(参考) 広域支援本部の組織



ウ 広域支援本部の業務

広域支援本部は以下の業務を担う。

- ① 広域支援本部が設置された時は、必要に応じて、被災県を除くブロック内各県に連絡調整員の派遣を要請する。(連絡調整員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やFAX等により、直接実施するものとする。)
- ② 状況に応じて、被災県に連絡員を追加派遣する。派遣された職員は、現地連絡室に所属する。
- ③ 現地連絡室を通して、被災県のニーズを把握し、支援ブロック内各県と情報を共有(FAXを基本とする。)する。広域支援本部で協議・決定した事項を、現地連絡室へ伝達する。
- ④ 応援地域の割当てに係るブロック内各県との調整を行う。
- ⑤ 支援担当県及び被災ブロックだけで支援対応が出来ない場合、協定第4条に定める支援を行う。

(ア) 物的支援

- ・被災ブロックの広域支援本部(又は現地連絡室)から、必要な食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材が調達できない旨の連絡があった場合、支援ブロック内各県に支援物資提供数等の割当を行う。
- ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、支援担当県及び支援ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。

(イ) 人的支援

- ・被災ブロックの広域支援本部（又は現地連絡室）から、必要な人員が確保できない旨の連絡があった場合、協定及び要領に基づき、支援ブロック内各県と調整の上、応援要員の割当を行う。

(ウ) 広域避難

- ・支援担当県及び被災ブロックのみで避難者の受入れが困難な場合、被災ブロックの広域支援本部（又は現地連絡室）からの要請に基づき、現地連絡室から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、支援ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公共住宅の提供等）の提供の検討を依頼し、調整を行う。

⑥ 支援ブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。

⑦ 支援実績の取りまとめ及び公表

支援担当県や支援ブロック内各県の支援実績を取りまとめ、支援ブロック内各県に情報提供を行い、報道発表資料（別記様式3号）により報道発表する。

⑧ 全国知事会等との調整

広域支援本部は、被災ブロックの広域支援本部と連携し、状況に応じて、他ブロックや全国知事会等への支援要請などの総合調整、後方支援を担う。

⑨ その他支援対象県支援に必要な調整

エ 広域支援本部設置県以外の県の業務

① 広域支援本部設置県以外の県は、以下の役割を担う。

- ・災害対策本部を設置した場合は、速やかに会長県又は常任世話人県に被害状況等を報告する。
- ・広域支援本部が設置され、広域支援本部からの要請があった場合は、速やかに広域支援本部へ連絡調整員（1～2名）を派遣する。

② 広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。

- ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
- ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
- ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を支援状況等報告書（別記様式4号）により広域支援本部へ報告する。

オ 広域支援本部の廃止

① 広域支援本部の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県、支援担当県及び両ブロックの広域支援本部が協議の上、決定する。

② 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、支援担当県及び両ブロックの広域支援本部に支援の継続を要請する。

(2) 現地連絡室

ア 現地連絡室の設置

被災ブロックの広域支援本部は、被災県ごとに現地連絡室を設置する。現地連絡室の総括責任者は、被災ブロックの広域支援本部から派遣された連絡員（管理職又は相当職）が担い、被災ブロック及び支援ブロックの支援担当県から派遣された連絡員（管理職又は相当職）は、総括代理として総括責任者を補佐する。

また、必要に応じて、両ブロックの広域支援本部へ連絡員の増員を要請する。

※被災がブロック全県に及び、被災ブロックで広域支援本部を立ち上げることができない場合、その機能は支援ブロックの広域支援本部が補完することになるが、その場合、支援担当県の連絡員は、到着後、直ちに現地連絡室を立ち上げ、連絡員のうち、管理職又は相当職を総括責任者とする。

イ 現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と両ブロックの広域支援本部との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と支援県等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を經由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

【主な業務】

- ① 被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ② 被災県の支援ニーズの把握
 - ・現地連絡室の総括責任者及び総括補佐は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。
- ③ 両ブロックの広域支援本部との連絡調整
 - ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、両ブロックの広域支援本部及びブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。
- ④ 広域避難を実施する場合の被災県との調整
- ⑤ 被災ブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整
 - ・現地連絡室は、必要に応じて連絡調整会議を開催するなど、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。
- ⑥ その他、現地における支援活動に必要な業務

ウ 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣終了

- ① 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

- ② 被災県は、被災状況から引き続き連絡員の派遣継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に現地連絡室の継続及び連絡員の派遣継続を要請する。

3 災害規模別の対応

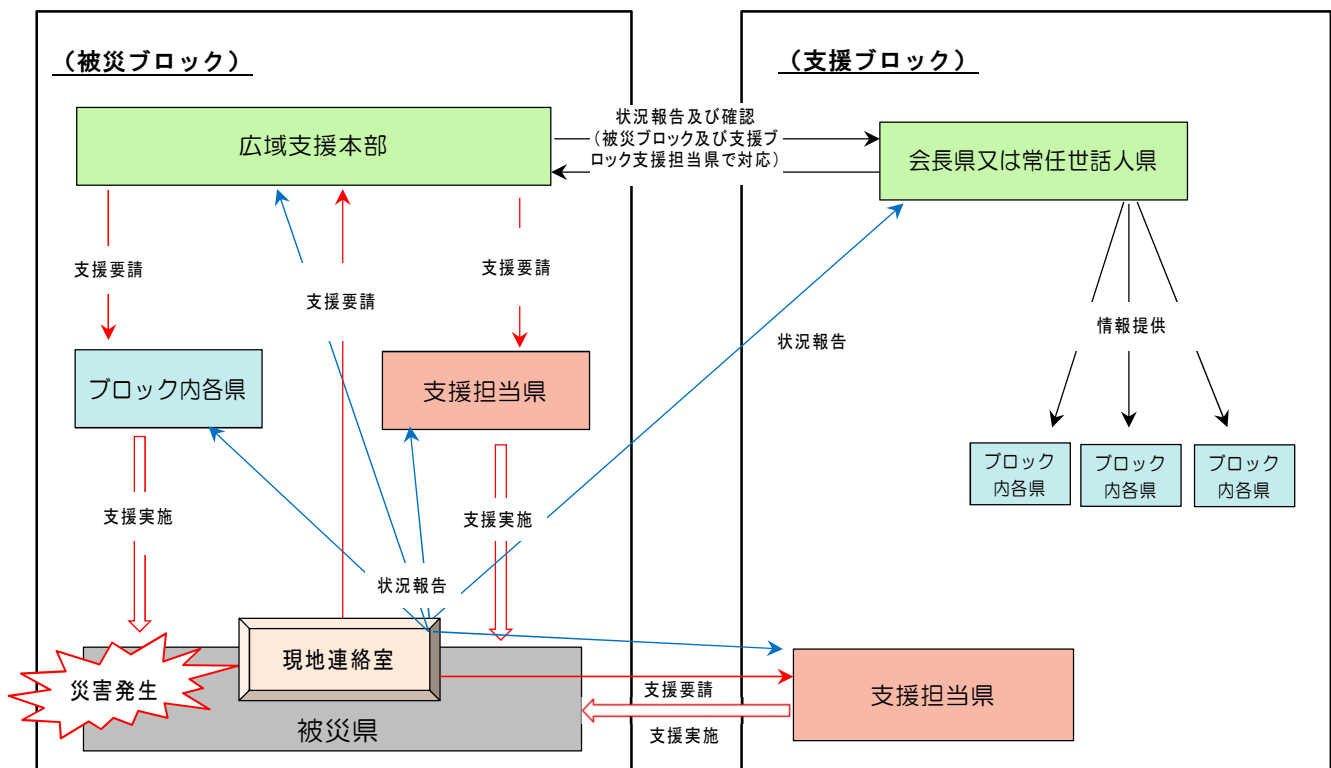
(1) 局地的災害（被災ブロック及び支援担当県対応）

- ① 相手方のブロック内において災害等が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員を派遣して、被災ブロックの支援担当県の連絡員とともに、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を自県及び会長県又は常任世話人県へ報告する。

なお、被災ブロックの現地連絡室が設置された場合は、支援担当県は、引き続き現地連絡室へ連絡員を派遣し、情報収集等の業務を実施する。

- ② 被災ブロック及び支援担当県だけで支援が可能かどうかの判断は、支援担当県と被災ブロックの広域支援本部が協議の上、決定する。
- ③ 支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

【被災ブロック及び支援担当県のみで対応する場合】

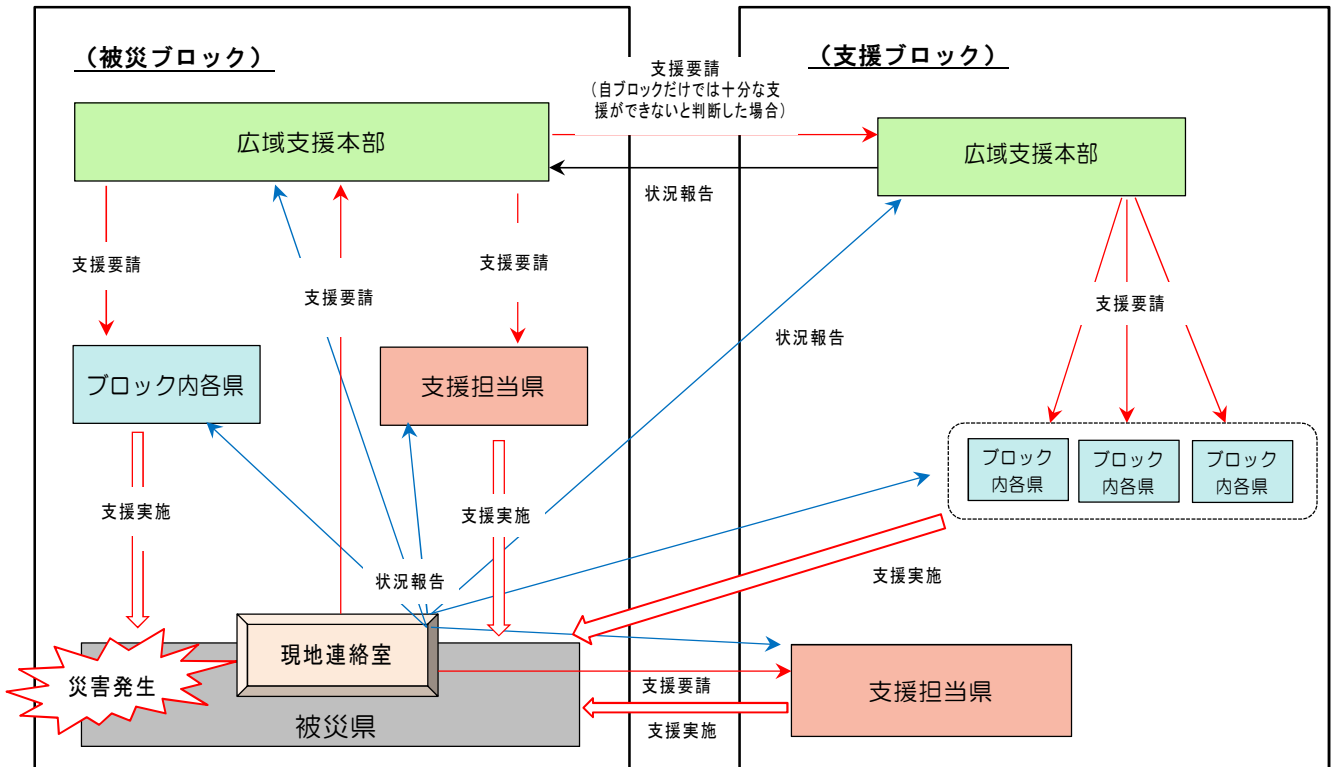


(2) 局地的災害（中国・四国ブロックで対応）

- ① 相手方のブロック内（被災が1～3県を想定）において災害等が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員を派遣して、被災ブロックの支援担当県の連絡員とともに、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始する。
- ② 被災ブロックの広域支援本部設置県の知事は、収集した被害状況や被災地ニーズから、支援ブロックによる支援が必要と判断した場合は、会長県又は常任世話人県に対し、広域支援本部の設置を要請する。
- ③ 会長県又は常任世話人県は、被災ブロックの広域支援本部設置県の知事から広域支援本部の設置要請を受けたときは、直ちに広域支援本部を設置するとともに、必要に応じて、支援ブロック内各県（被災県を除く。）へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ④ 両ブロックの広域支援本部は相互に連携し、被災の状況等に応じて、両ブロック内の被災県以外の県に対し、被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる。
- ⑤ 両ブロックの広域支援本部は、現地連絡室からの情報により、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地連絡室は両ブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等）を実施する。

また、現地連絡室から連絡員の増員要請があった場合は、支援ブロック内各県（被災県を除く。）に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑥ 広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて、支援ブロック内各県に、被災県に対する追加の支援実施を要請する。
- ⑦ 広域支援本部は、被災ブロックの広域支援本部と連携し、状況に応じて、他ブロックや全国知事会等への支援要請などの総合調整、後方支援を担う。

【中国・四国ブロックで対応する場合】



(3) 大規模災害（他ブロックも含めた支援対応に移行する場合）

被災ブロックの広域支援本部は、支援ブロックの広域支援本部と調整の上、収集した被害状況や被災地ニーズから、中国・四国ブロックだけで支援が可能かどうか判断し、他ブロックからの支援が必要と判断した場合は、次の自治体間協定に基づく支援を要請する。

【協定別の支援要請先等一覧】

協定等の名称		人的支援		物的支援		要請先等	関係マニュアル等
		被災市町	被災県	被災市町	被災県		
自治体間協定	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒会長県⇒関西広域連合 ⇒中国地方知事会 ⇒広域防災局	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定実施要領
	関西広域連合と四国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒常任世話人県⇒関西広域連合 ⇒広域防災局	—

	全国知事会協 定	×	○	○	○	被災県⇒会長県 又は常任世話人 県⇒全国知事会 事務局	全国都道府県にお ける災害時等の広 域応援に関する協 定実施細目
--	-------------	---	---	---	---	--------------------------------------	---

<参考>

確 保 シ ス テ ム	被災市区町村 応援職員確保 システム	○	×	×	×	被災県⇒ブロック幹 事県⇒現地調整 会議（総務省）	被災市区町村応援 職員確保システム に関する要綱
----------------------------	--------------------------	---	---	---	---	---------------------------------	--------------------------------

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

1 趣旨

支援担当県は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握し、支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、会長県又は常任世話人県を通じて支援ブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき

※被災県が災害対策本部を設置したときは、支援担当県及び相手方の会長県又は常任世話人県は、被災県からFAX等により連絡を受ける。

- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき

3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の派遣に備えて、次のことを行う。

- ① 連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備し、1週間程度の活動可能な食料、飲料水等を携行する。

【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウエットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等

- ② 支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合においても、連絡員の派遣を想定して準備を進める。
- ③ 支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。
- ④ 連絡員は、被災県及び被災ブロックの広域支援本部との様々な調整が必要とな

ることから、可能な限り1チームのうち最低1名は管理職又は、それに相当する職員とする。

4 連絡員の派遣

(1) 派遣の決定時期

- ① 被災県から、支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
- ② 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員の派遣申し出を行った場合において、被災県がその受入れを了承したとき
- ③ 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測される時

※連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、四国ブロックに所属する場合にあっては、常任世話人県に対し、その旨を連絡する。

(2) 連絡員の参集場所

- ① 被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ② 支援担当県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合を想定し、被災県に対して参集場所等の確認を速やかに行う。

(3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

- ① 支援担当県は、被災県から緊急輸送路に関する情報を入手する。
- ② 支援担当県は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から情報を入手する。

5 現地連絡室及び連絡員の役割

(1) 現地連絡室及び連絡員の業務

- ① 支援担当県は、連絡員(職員2~4名:うち最低1名は可能な限り管理職又はそれに相当する職員を充てる。)を被災県に派遣し、被災ブロック支援担当県の連絡員とともに、情報収集を行い、支援ニーズ等を把握する。

また、中国協定又は四国協定に基づく現地連絡室が設置された場合は、引き続き、現地連絡室に連絡員を派遣する。

- ② 現地連絡室の総括責任者は、原則、被災ブロックの広域支援本部から派遣された職員(可能な限り管理職又は相当職)が担い、被災ブロック及び支援ブロックの支援担当県の職員(管理職又は相当職)は、総括代理として総括責任者を補佐する。
- ③ 被災が相手方ブロック全県に及び、被災ブロックで広域支援本部を立ち上げ

ることができない場合、その機能は支援ブロックの広域支援本部が補完することになるが、その場合、支援担当県の連絡員は4名以上とし、到着後、直ちに現地連絡室を立ち上げ、連絡員のうち、管理職又は相当職を総括責任者とする。

- ④ 支援担当県の連絡員は、収集した情報を、（別記様式1号又は2号）により、支援担当県及び会長県又は常任世話人県へ報告する。（広域支援本部設置後は、別記様式1号は広域支援本部、支援担当県及び支援ブロック内各県へ、別記様式2号は広域支援本部へ報告）
- ⑤ 支援実施に関する被災県との調整を行う。

（2）情報収集項目

現地連絡室は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災県又は市町村からの支援要請事項（被災地ニーズ）
- ③ 広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④ 応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤ 被災地域内における他機関の活動情報
- ⑥ その他必要な事項

6 現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣終了

- （1）現地連絡室の廃止及び連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- （2）被災県は、被災状況から引き続き連絡員の派遣継続が必要と判断される場合は、被災県と被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に現地連絡室の継続及び連絡員の派遣継続を要請する。

第2章 物的支援

1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から要請（別記様式2号-2）があった場合、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

2 支援物資の内容

- ・支援物資の品目・単位は（別表3）とするが、この中にない物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ml・〇本など）を統一した上で、協定及び要領に基づき、定期的に情報共有を行うこととする。
（例えば、飲料水の場合は「何mlのペットボトルが〇本」など）

3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。

併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

4 支援の実施

（1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、被災県から連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通しての要請（別記様式2号-2）を原則とする。

（2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合は、その旨を被災ブロックの支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）及び会長県又は常任世話人県に連絡する。

会長県又は常任世話人県は、被災ブロックの会長県又は常任世話人県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）と調整の上、必要に応じて、支援ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

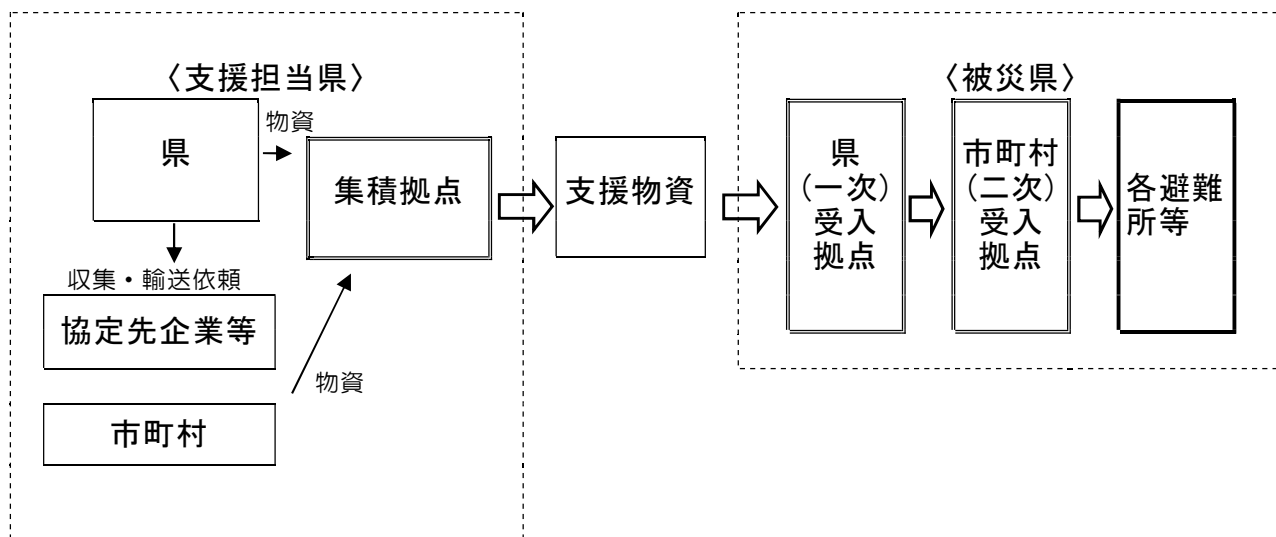
会長県又は常任世話人県から要請を受けた支援ブロック内各県は、支援担当県と連携して支援を実施する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部から支援要請があった支援担当県を含む支援ブロック内各県（以下「支援県」という。）は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。

(3) 提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。
また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は支援ブロック内各県の提供可能物資リストを取りまとめ、被災ブロックの広域支援本部を通じ、被災県に提供する。

(4) 支援物資の具体的な流れ



(5) 臨時受入拠点の開設

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内に臨時受入拠点を開設するか、又は連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通じて被災ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と調整のうえ、被災ブロック内に臨時受入拠点を開設する。

(6) 中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需給調整は、広域支援本部が実施する。

(7) 梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるように、下記に例示した項目を1箱毎に明示する。

- ①支援物資品目
- ②規格毎の数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する）などの工夫をする。

(8) 輸送時の情報共有

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県の担当部署と情報を共有する。

- ①支援物資品目
- ②品目・規格毎の数量及び梱包数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④輸送先
- ⑤輸送方法、輸送日・時間
- ⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

(9) 輸送に係る調整

連絡員は、被災県の受援調整担当者以下の事項について調整し、自県（広域支援本部設置後は、広域支援本部及び支援県）に連絡する。

【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

(10) 支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援状況を適正に管理し、支援状況等報告書（別記様式4号）により、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ報告する。

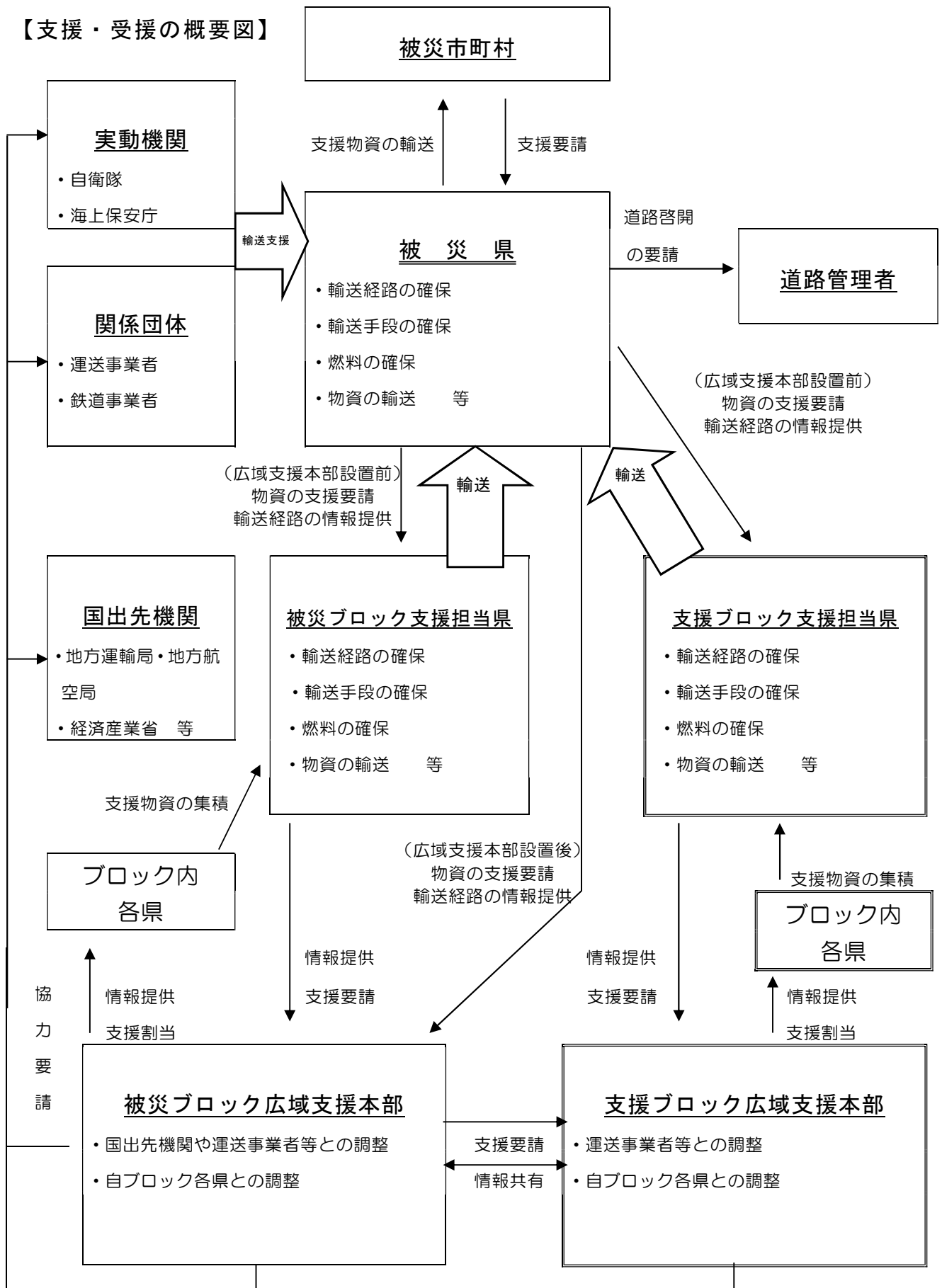
5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】



1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること
- ②関係機関との連絡調整に関すること
- ③その他必要な事項に関すること

3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

4 輸送手段の確保

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- (3) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (4) 輸送手段の確保が困難な場合は、両ブロックの広域支援本部が協議を行い、役割分担を明確にした上で、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。

第4章 人的支援

1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。派遣された応援要員は、被災県の指揮の下に行動する。また、被災県が指揮不能の場合は、被災県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動する。

広域支援本部設置後は、広域支援本部は被災ブロックの広域支援本部や現地連絡室を通じて被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

2 支援担当県の業務

(1) 情報収集

支援担当県は、連絡員を通して被災県のニーズを把握し、会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は広域支援本部）と情報を共有する。

(2) 応援要員の確保

支援担当県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から応援要員の派遣要請（別記様式2号-1）があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。支援担当県で応援要員を確保できない場合は、その旨を被災ブロックの支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）及び会長県又は常任世話人県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部から要請があったとき、又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、広域支援本部はブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

・人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人

数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。

- ・特に、避難所運營業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- ・こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

（３）業務の割当て

支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

（４）宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

（５）応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成 25 年 3 月）より

（派遣形態）

- ・自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長 1 ヶ月とする。
- ・地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

（自己完結型の派遣）

- ・ 応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

（連続性のある派遣）

- ・ 被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

（プッシュ型の派遣）

- ・ 支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- ・ 「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- ・ 「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。

（6）支援状況の報告

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、派遣状況を適正に管理し、支援状況等報告書（別記様式4号）により、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ報告する。

3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	必要とされる分野・職種
<p>初 動 期 (発災から 3日程度)</p>	<p>○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ</p> <p>○避難所運営支援要員</p> <p>○物資集積・配送拠点運営要員</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁）</p> <p>○医療対策要員（DMAT（厚生労働省））</p> <p>○給水車、給水要員（(社)日本水道協会）</p> <p>○被災建築物応急危険度判定士 （中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会）</p> <p>○被災宅地危険度判定士（国土交通省）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※国が派遣する要員</p> <p>○自衛隊</p> <p>○海上保安庁</p> <p>○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省）</p> <p>○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（国土交通省）</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）</p>
<p>応急対応期 （避難所） ・ 復 旧 期 （仮設住宅期）</p>	<p>○避難所運営支援要員</p> <p>○物資集積・配送拠点運営要員</p> <p>○保健・医療・福祉連絡要員</p> <p>○公衆衛生・感染症対策要員</p> <p>○被災者の心のケア要員</p> <p>○応急仮設住宅整備要員</p> <p>○社会基盤施設復旧要員</p> <p>○災害廃棄物処理計画策定要員</p> <p>○被災者生活支援窓口要員</p>

<p>応急対応期 (避難所)</p> <p>・</p> <p>復旧期 (仮設住宅期)</p>	<p>○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援）</p> <p>○教員（教育支援要員）</p> <p>○文化財緊急保全要員</p> <p>○ボランティアコーディネーター</p> <hr/> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁）</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</p> <p>○水道復旧要員（（公社）日本水道協会）</p> <p>○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会）</p> <p>○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）</p> <p>○海外からの派遣（外務省）</p>
<p>復旧～復興期 (仮設～復興住宅期)</p>	<p>○社会基盤施設復旧要員</p> <p>○被災者の心のケア要員</p> <p>○被災者生活支援窓口要員</p> <p>○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）</p>

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱（案）」を一部修正

※全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討WGの「大規模広域発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）」（平成27年7月）による。

4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第5章 広域避難（避難施設の提供）

1 趣旨

被災県の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、被災県の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※中国ブロックの中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

※四国ブロックの四国電力(株)伊方原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「愛媛県広域避難計画」に基づき避難を実施する。

2 広域避難の受入れ準備

(1) 支援担当県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と調整を行い、被災ブロックだけでは避難者を収容しきれない場合、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）と受入市町村間の調整を行う。

なお、支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県又は常任世話人県及び被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部から要請があった場合は、広域支援本部は、支援ブロック内各県を通じて、市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県及び被災ブロックの広域支援本部と受入市町村間の総合調整を行う。

(2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

3 広域避難の実施

(1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同エリアの避難所で受け入れられるよう配慮する。

(2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して被災県及び両ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ提供する。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場

合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

- (4) 広域支援本部設置後は、避難者の受入調整は広域支援本部が行い、割り当てられた支援ブロック内各県は、支援担当県と同様に、上記（1）から（3）の調整等を行うことになるが、広域支援本部はその情報の集約を行い、避難者リストを取りまとめ、現地連絡室を通して被災県及び被災ブロックの広域支援本部に情報提供を行う。
- (5) 総務省に対する全国避難者情報システムの立ち上げ要請は、被災ブロックの広域支援本部が行うこととするが、被災ブロック内の全県が被災し、被災ブロックの広域支援本部を設置できない場合には、支援ブロックの広域支援本部が行い、支援担当県及び避難者を受け入れた支援ブロック内各県は市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。
- (6) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。
- (7) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備

1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの支援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

2 情報の提供と共有

(1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県や支援ブロックの会長県又は常任世話人県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）等に速やかに情報提供（別記様式1号又は2号）する。

※被災県は、災害対策本部を設置したときは、支援担当県及び支援ブロックの会長県又は常任世話人県にFAX等により連絡する。

(2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援調整担当者）に連絡できるよう、発災時に電話等を受信できる衛星通信設備等を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う連絡調整会議を開催することにより、応援側との情報共有を図る。

3 受援体制の確立

(1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側に対する窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

- ① 応援の受入調整に関する事
- ② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関する事
- ③ その他必要な事項

(2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

また、連絡員の活動は、被災県の負担とならないよう応援側が自己完結型の装備を準備することが原則であるが、可能な範囲で被災県が、食料・宿泊（仮眠）場所

等を確保する。

4 連絡員の受入れ

(1) 連絡員の参集場所

- ① 被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ② 被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

(2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

- ① 被災県は、中国地方整備局、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。
- ② 被災県は、上記の情報収集が困難な場合は、その旨を支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に連絡する。

第2章 物的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表3）を基本とする。

3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請（別記様式2号-2）する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

4 支援物資の受入れ

（1）受入拠点の開設

- ① 被災県は、県内における支援物資の受入拠点（共有情報参照）を開設し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ② 被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。
- ③ 被災県は、災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県へ速やかに連絡する。
- ④ 被災県は、県内だけでは受入拠点が不足する場合は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して、被災ブロックの広域支援本部に対し、被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請することとなるが、必要に応じて支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

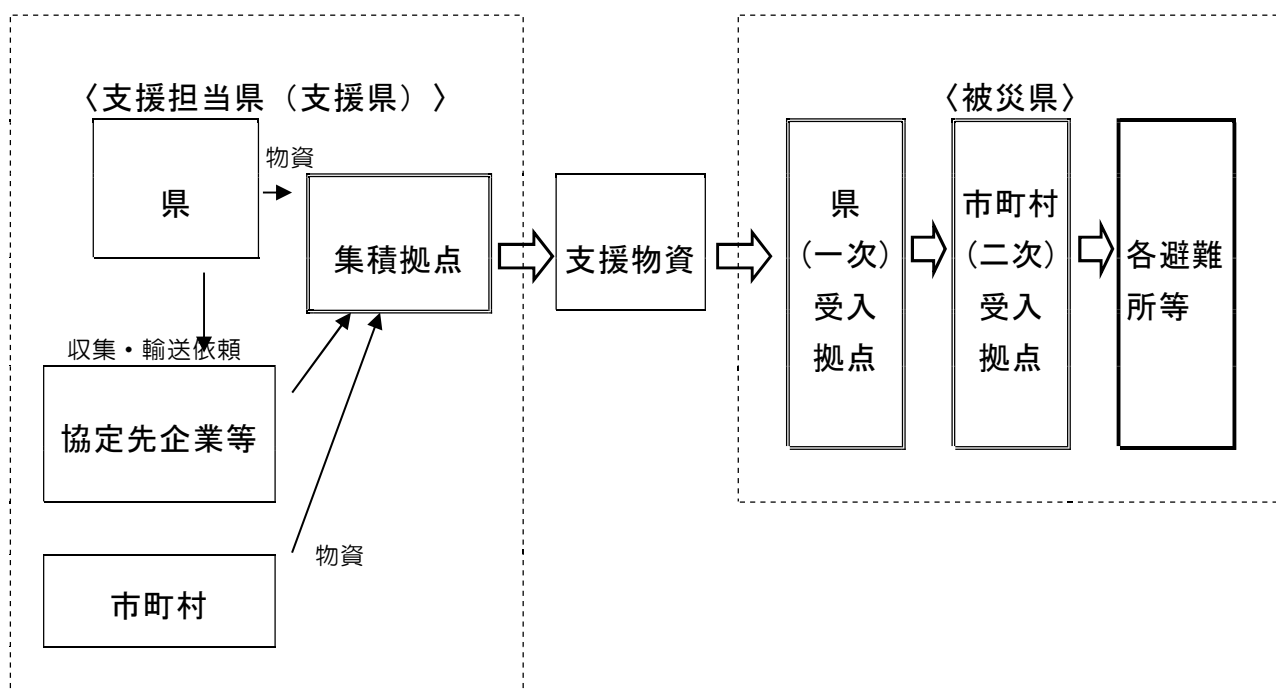
（2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、中国地方整備局、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

（3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

(4) 支援物資の受入れの流れ



(5) 受入れに係る調整

受援調整担当者は、支援担当県の連絡員と以下の事項について調整する。

【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内の輸送経路を確保する。（通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。）

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

3 輸送手段の確保

- (1) 被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。
- (2) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (3) 輸送手段の確保が困難な場合は、被災ブロックの広域支援本部及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議を行い、役割分担を明確にした上で、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

5 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

第4章 人的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対して応援内容を伝達し、応援要員の派遣を要請する。

2 被災県の業務

（1）必要な応援要員の把握

- ① 被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ② 庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③ 特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

（2）応援内容の連絡

- ① 被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、（別記様式1号）により、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ② 被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

（3）業務の割当て

- ① 支援担当県（被災ブロックの広域支援本部設置後は、被災ブロックの広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
- ② 被災県は、管内市町村の派遣申し出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

（4）執務スペース等の確保及び提供

- ① 被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ② 被災県は、被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、支援対象県においても、可能な範囲で確保、提供する。

3 支援の内容

第2編第4章の3と同じ。

4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

第5章 広域避難

1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※中国ブロックの中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

※四国ブロックの四国電力(株)伊方原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「愛媛県広域避難計画」に基づき避難を実施する。

2 広域避難の実施準備

(1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に受入を要請（別記様式2号-3）する。

(2) 被災県は、広域避難者を支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

(3) 被災県は、自県だけで広域避難者の輸送が困難な場合、現地連絡室を通して支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）に輸送に係る応援要請と調整を行う。

3 広域避難の実施及び情報収集

(1) 被災県は、連絡員（現地連絡室設置後は、現地連絡室）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）と常時連絡を取り合い、交通機関や旅行会社等の協力を得て、障がいや健康状態に配慮した輸送を行う。

(2) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。

(3) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、被災ブロックの支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に支援の継続を要請する。

(別記様式 1 号)

被害状況等報告書

発信日時: 月 日 時 分

送信枚数: 枚(本書含む)

〇〇県〇〇課(支援担当県) 御中
 中国会長県・四国常任世話人県(広域支援本部)
 (ブロック内各県)

1 被災県災害体制
 〇〇〇〇体制
 年 月 日() 時 分設置

2 とりまとめ日時
 年 月 日() 時 分現在

3 被害状況
 (1) 人的・物的被害等

市町村名	体制	被害状況							避難状況				備考			
		人的被害(人)			住家被害(棟)				避難状況							
		死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	避難準備情報	避難勧告	避難指示		による避難	自主避難	
(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)			
〇〇市	災害警戒対策本部 (〇月〇日〇時〇分設置)															
被災県合計																

(2) ライフライン関係
 ① 停電

場所	日時	戸数	備考

② 断水

場所	日時	戸数	備考

(3) 交通関係

① 道路

路線名等	被災内容(規制理由)	備考

② 鉄道・バス・船舶等

路線名等	被災内容(規制理由)	備考

4 避難所等状況

(1) 物資提供状況(食料・飲料水・生活必需物資等)

場所	状況	備考

(2) 要員派遣状況(医療対策要員、避難所運営要員等)

場所	状況	備考

5 その他

--

※1 災害対策本部資料等を添付することにより、これに代えることができる。

【連絡者】

〇〇県 連絡員 〇〇 〇〇

【連絡先】

固定電話:

携帯電話:

衛星携帯電話:

応援要請(計画)内訳書1(職員派遣)

【送信元】 県 →【送信先】 県

年月日：作成[/]

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県					
カウンターパート支援県					
広域支援本部					

応援要請内訳(被災県 記入欄)				応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)									
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail	応援県名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧事業(設計書作成等)	30人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)ほか ※詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								〇〇県	10人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 5人(〇〇市〇〇) 〇〇土木事務所 5人(〇〇市〇〇)	電車、 バス	〇〇県 〇〇,〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
								合計	25人				
								不足分	5人				

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
 ※3 可能な限り内容を明記すること。
 ※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)
 ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

【送信元】 県 →【送信先】 県

年月日：作成[/]

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災県					
カウンターパート支援県					
広域支援本部					

応援要請内訳(被災県 記入欄)				応援計画内訳(支援県・広域支援本部 記入欄)								
作成日時	必要時期	品目・用途	数量 単位	場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail	品目	規格	数量 単位	場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail
00月00日 00時	00月00日 ~未定	食料 ※調理が簡単なもの	100,000 食	〇〇市〇〇 ※詳細は右記担当 部署と調整し てください。	陸路可	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	アルファ 化米	五目ごはん 100g/袋	40,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	乾パン	100g/缶	10,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇セン ター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	アルファ 化米	五目ごはん 100g/袋	10,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
						〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:	乾パン	100g/缶	30,000 食	〇〇県〇〇 市 〇〇セン ター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸株	〇〇県 〇〇、〇〇 TEL: FAX: E-Mail:
合計									90,000 食			
不足分									10,000 食			

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
 ※3 可能な限り内容を明記すること。
 ※4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
 ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式3号)

資料提供	
年 月 日	
担当課 (担当者)	〇〇課 (〇〇)
電話	

(災害の名称) について

1. 災害等の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所 (震源地、震源の深さ等)
- (3) その他 (規模、各地の震度、津波の状況等)

2. 被害状況等

団体名	被害状況								避難状況			
	人的被害			住家被害					避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)による避難		自主避難	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
団	被害状況								避難状況			

体名	人的被害			住家被害					避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）による避難		自主避難	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												

3. 各県の主な対応

鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

4. 被災地応援状況

(1) 職員派遣状況

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

(年 月 日現在)

業務	派遣先				合計
	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
①連絡員 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
②医療対策 (医師、看護師等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
③避難所運営 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
④物資供給 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑤健康対策 (保健師等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑥住宅対策 (応急危険度判定士等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑦公共土木施設等の復旧 (土木・建築職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑧ライフラインの復旧 (土木職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑨教育対策 (教員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑩その他 (事務職員等)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)

(中期的派遣 (地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣等) が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

(年 月 日現在)

職種	派遣先				合計
	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
○○○ (○○施設の復旧)	人	人	人	人	人
○○○ (○○)	人	人	人	人	人
○○○ (○○)	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人

派遣人数の累計	人・日
---------	-----

(2) 物資供給状況 (主なもの)

(年 月 日現在)

品目		供給先				合計
		○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	○県内の自治体	
食料	アルファ化米	食	食	食	食	食
	乾パン	食	食	食	食	食
	缶詰	食	食	食	食	食
	○○○	食	食	食	食	食
飲料	飲料水	本	本	本	本	本
	その他	本	本	本	本	本
生活必需品	毛布	枚	枚	枚	枚	枚
	トイレットペーパー	個	個	個	個	個
	簡易トイレ	台	台	台	台	台
	大人用おむつ	枚	枚	枚	枚	枚
	子供用おむつ	枚	枚	枚	枚	枚
	生理用品	枚	枚	枚	枚	枚
	その他					
の	ブルーシート	枚	枚	枚	枚	枚
	土嚢袋	袋	袋	袋	袋	袋
他	燃料	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

(3) 県外避難の状況

(年 月 日現在)

避難元 避難先	〇〇県	〇〇県	〇〇県	〇〇県	合計
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
〇〇県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
合計	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人

(別記様式 4 号)

〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

中国・四国 9 県広域支援本部長
〇〇県知事 様

〇〇県知事

支 援 状 況 等 報 告 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在の被災地支援状況について、下記のとおり報告します。

記

1 物資等の支援

種 別	規 格	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

2 職員等の派遣

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

3 その他

種 別	支援ニーズ	支援実績	今後の予定数	過不足

※ 本表内への記載が困難な場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付のこと。

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

別表 1

応援要請時連絡先一覧表

県名	連絡担当局	連絡先 (時間内)	備考
鳥取県	危機管理政策課	○NTT (直)	0857-26-7064 0857-26-7584 0857-26-7894
		○NTT FAX	0857-26-8137
		○地域衛星電話 " FAX	031-200-7584 031-200-8137
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	31-304 31-311
		○ E-mail アドレス	kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp
島根県	防災危機管理課	○NTT (直)	0852-22-5885 0852-22-6380
		○NTT FAX	0852-22-5930
		○地域衛星電話 " FAX	032-300-25885 032-300-25930
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	32-25885 32-25930
		○ E-mail アドレス	bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp
岡山県	(知事直轄組織)	○NTT (直通)	086-226-7385 086-226-7293 086-226-7294
		○NTT FAX	086-225-4559
		○地域衛星電話 " FAX	033-101-2572 033-101-5730
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	33-2572 33-5730
		○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.okayama.lg.jp
広島県	危機管理課	○NTT (ダイヤル) NTT (直)	082-513-2786 082-511-6720
		○NTT FAX	082-227-2122
		○地域衛星電話 " FAX	034-101-2784 034-101-119
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	34-89 34-84
		○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	総務管理課	○NTT (直)	083-933-2360
		○NTT FAX	083-933-2408
		○地域衛星電話 " FAX	035-201-2360 035-201-2408
		○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	35-7-2360 35-7-2408
		○ E-mail アドレス	a10900@pref.yamaguchi.lg.jp

県名	連絡担当 部局		連 絡 先 (時 間 内)		備 考
徳島県	危機管理課	とくしまゼロ作戦	○NTT (直)	088-621-2716 088-621-2281	
			○NTT FAX	088-621-2887 088-621-2849	
			○地域衛星電話	036-211-2716	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	36-9362 36-9366	
			○ E-mail アドレス	tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.lg.jp	
香川県	危機管理課	危機管理	○NTT (直) NTT (代) 内線	087-832-3189 087-831-1111 2470	
			○NTT FAX	087-831-8811	
			○地域衛星電話	037-200-5062	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	37-2466 37-2479	
			○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.kagawa.lg.jp	
愛媛県	防災環境課	防災危機管理	○NTT (代) 内線 NTT (直)	089-912-2335 2317 089-912-2317	
			○NTT FAX	089-941-2160	
			○地域衛星電話 " FAX	038-200-2317 038-200-2326	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	38-2335 38-2328	
			○ E-mail アドレス	bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp	
高知県	危機管理課	危機管理・防災	○NTT (代) 内線 ○NTT (直)	088-823-1111 9320 088-823-9320	
			○NTT FAX	088-823-9253	
			○地域衛星電話 " FAX	039-800-72-9320 039-800-72-9253	
			○消防防災無線電話 消防防災無線FAX	39-11 39-11	
			○ E-mail アドレス	010101@ken.pref.kochi.lg.jp	

別表 2

参集場所一覧表

	参集場所	所在地
鳥 取 県	【第1順位】 県庁第2庁舎	鳥取市東町一丁目 220
	【第2順位】 東部庁舎	鳥取市立川町六丁目 176
	【第3順位】 西部総合事務所	米子市糺町一丁目 160
島 根 県	【第1順位】 県庁本庁舎 6階 防災センター室	松江市殿町 1
	【第2順位】 松江合同庁舎	松江市東津田町 1741-1
	【第3順位】 浜田合同庁舎	浜田市片庭町 254
岡 山 県	【第1順位】 防災・危機管理センター集中配備室	岡山市北区内山下二丁目 4-6
	【第2順位】 県立図書館	岡山市北区丸の内二丁目 6-30
	【第3順位】 備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1
広 島 県	【第1順位】 県庁北館 4階 危機管理センター	広島市中区基町 10-52
	【第2順位】 本庁東館 6階 601会議室	同上
	【第3順位】 防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22
山 口 県	【第1順位】 県庁本館棟 2階 災害対策室	山口市滝町 1-1
	【第2順位】 被災状況に応じて決定する	
	【第3順位】 被災状況に応じて決定する	

注記) 受入経路については、被害が発生しないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

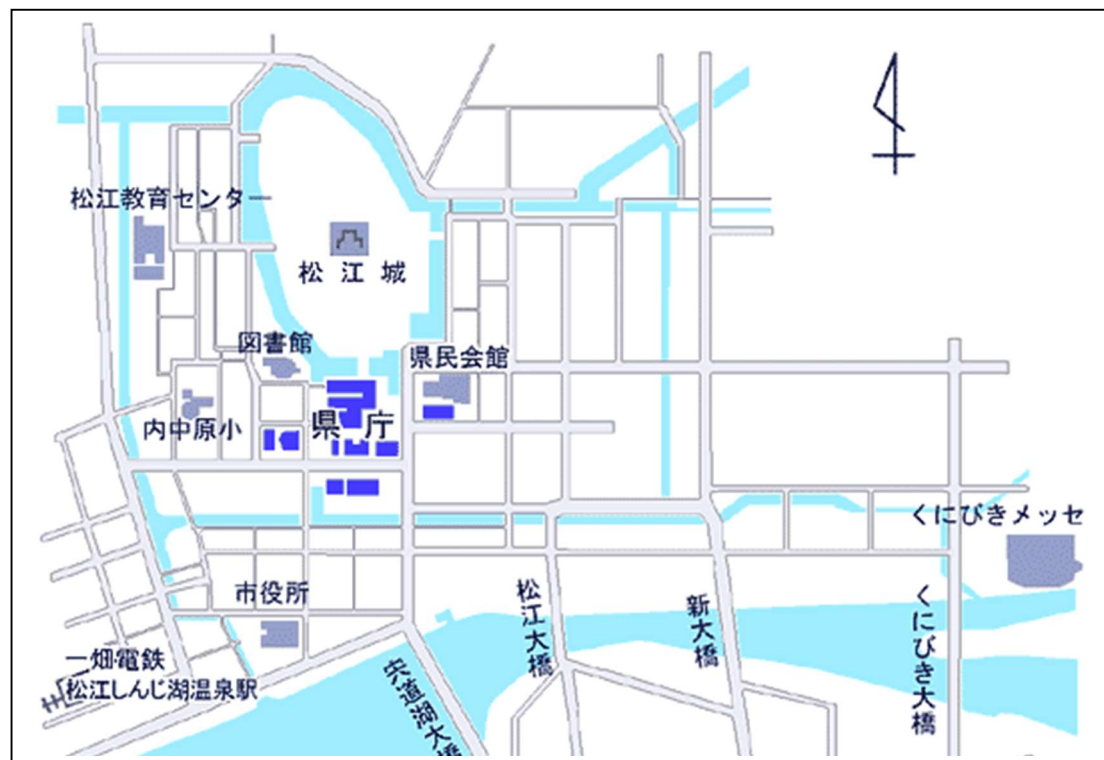
参集場所一覧表

	参集場所	所在地
徳 島 県	【第1順位】 県庁本庁舎	徳島市万代町一丁目1番地
	【第2順位】 県立防災センター・消防学校	板野郡北島町鯛浜字大西165
	【第3順位】 西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
香 川 県	【第1順位】 県庁本庁舎	高松市番町四丁目1-10
	【第2順位】 高松土木事務所	高松市多肥上町1251-1
	【第3順位】 —	
愛 媛 県	【第1順位】 県庁本庁舎内 第一別館3階災害対策室	松山市一番町四丁目4番地2
	【第2順位】 中予地方局	松山市北持田町132
	【第3順位】 —	
高 知 県	【第1順位】 県庁本庁舎	高知市丸ノ内一丁目2番20号
	【第2順位】 県庁西庁舎及び北庁舎	北庁舎：高知市丸ノ内二丁目4番1号 西庁舎：高知市丸ノ内一丁目7番52号
	【第3順位】 高知県警察本部庁舎	高知市丸ノ内二丁目4番30号

◆鳥取県庁周辺図



◆島根県庁周辺図



◆岡山県庁周辺図



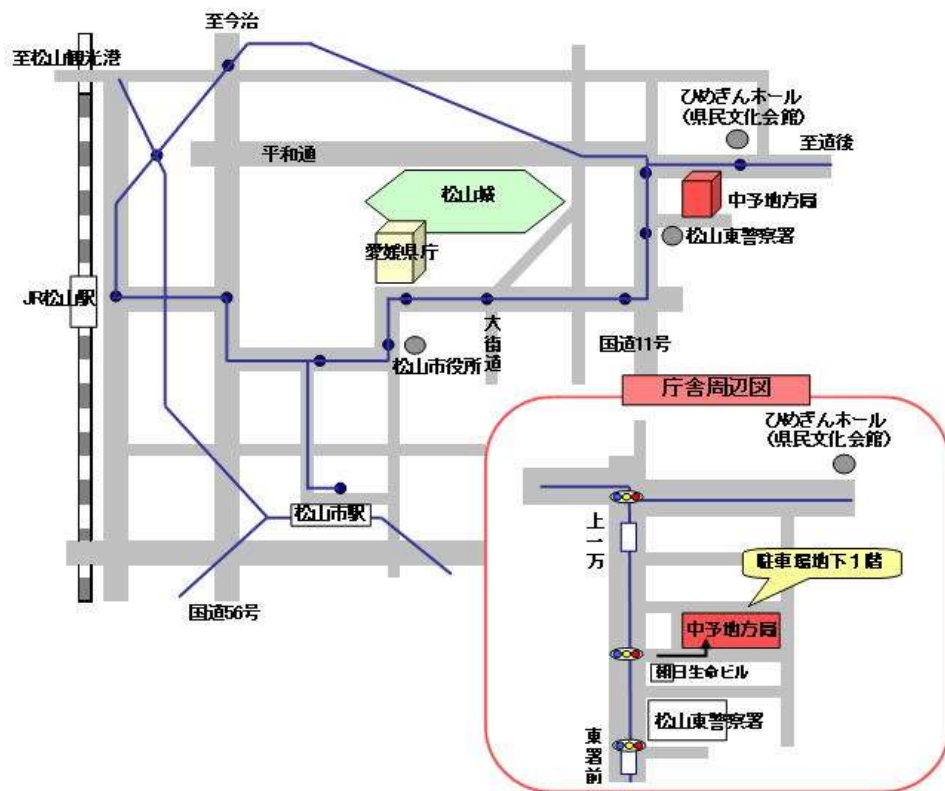
◆広島県庁周辺図



◆山口県庁周辺図



◆愛媛県庁周辺図



◆高知県庁周辺図



- ① 高知県庁・本庁舎
- ② 高知県庁・西庁舎
- ③ 高知県庁・北庁舎
- ④ 職員能力開発センター
- ⑤ 高知電気ビル
- ⑥ 高知県議会
- ⑦ 高知県警察本部

別表 3

支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水（推奨規格：500mlペットボトル、軟水（硬度60未満））	本
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ（屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

17-9 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定（防災危機管理課）

（目的）

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急処理事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（2）連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

（3）被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

（4）災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

（1）職員の派遣

（2）食料、飲料水及び生活必需品の提供

（3）資機材の提供

（4）避難者及び傷病者の受入れ

（5）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

（6）医療支援

(7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 29 年 6 月 6 日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会
常任世話人
香川県知事 浜田恵造